

○街頭防犯カメラシステム運用要領の制定について(概要)

(平成23年福岡県警察本部内訓第19号)

この内訓は、街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程(平成23年福岡県公安委員会規程3号)第8条の規定に基づき、街頭防犯カメラシステム(以下「カメラシステム」という。)の運用に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容として

- 定義
- 管理運用体制
- カメラシステムの設置に係る留意事項
- オペレーションシステムの設置等
- 画像データの取扱い
- 複製データの取扱い
- 報告
- 関係書類の保存

などの項目からなっている。